

報道発表資料

平成30年2月6日
独立行政法人国民生活センター

「ジャパンライフ専用ダイヤル」の実施結果について

家庭用永久磁石磁気治療器の連鎖販売業者及び預託等取引業者である「ジャパンライフ株式会社（以下「ジャパンライフ」）」について、平成29年12月15日に消費者庁より4度目となる業務停止命令処分が行われ、また平成29年の年末直前になり、銀行取引が停止されて事実上倒産したとの報道がなされました。

そこで、国民生活センターでは、年末年始にどこにも相談できず不安をかかえる消費者に助言等を行うため、平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）までの期間に特設電話相談を実施しましたので、その結果を情報提供します。

今後も、不安な点がある場合には最寄りの消費生活センターに相談してください。また、各地の弁護士会等が相談を受け付けている場合もありますので、引き続き情報収集をし、最新の情報を入手しましょう。

※消費者ホットライン：局番なしの188（いやや）

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

1. 実施概要

- ・名 称：ジャパンライフ専用ダイヤル
- ・実施日：平成29年12月29日（金）～平成30年1月3日（水）の6日間
（受付時間は10:00～16:00）
- ・場 所：国民生活センター
- ・対 象：ジャパンライフに関する消費生活相談（家族や周囲の方からの相談も受付）

2. 集計結果

（1）相談件数：273件

表 受付状況

月/日	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	計
件数	45	47	43	41	44	53	273

(2) 相談者・契約当事者の属性等¹

図1 契約当事者の性別

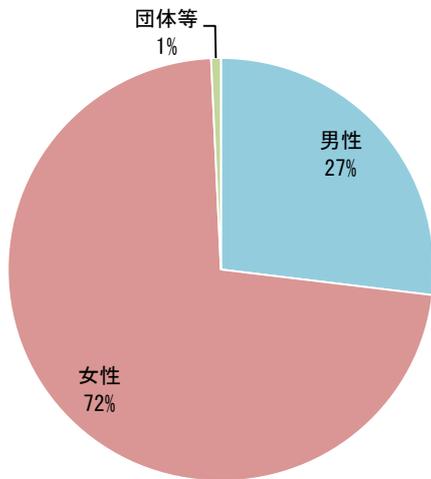


図2 契約当事者の年代

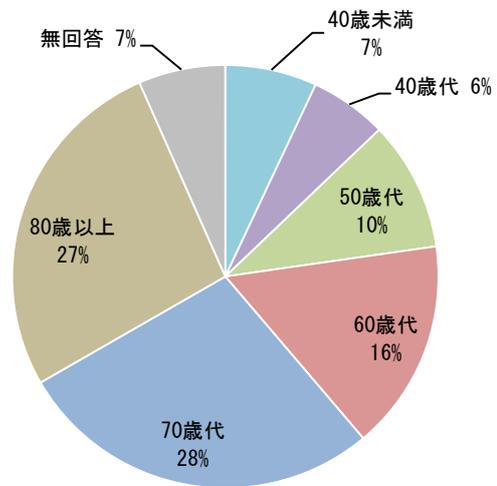


図3 契約当事者男女別の年齢構成（年齢無回答を除く）

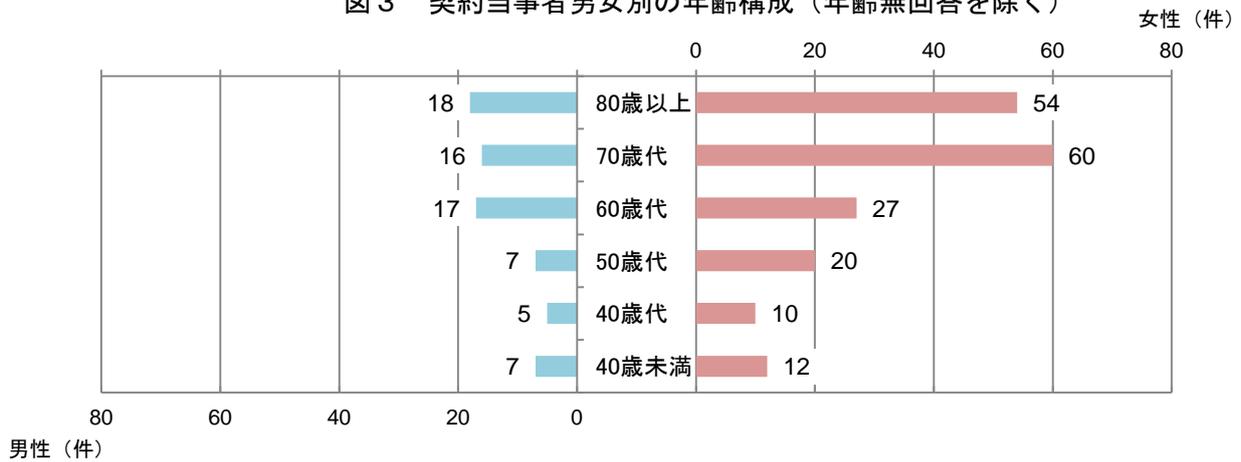


図4 相談者属性の内訳

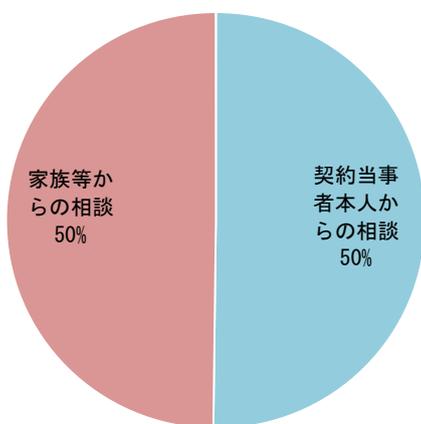
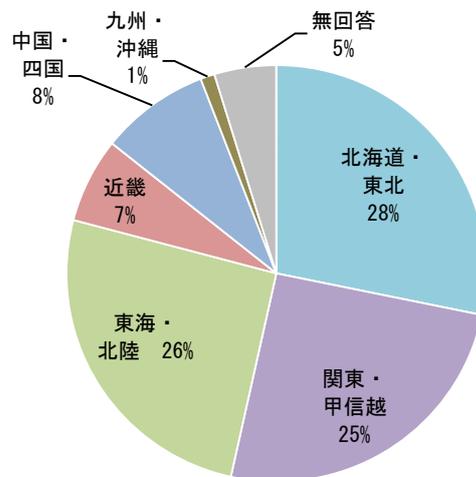


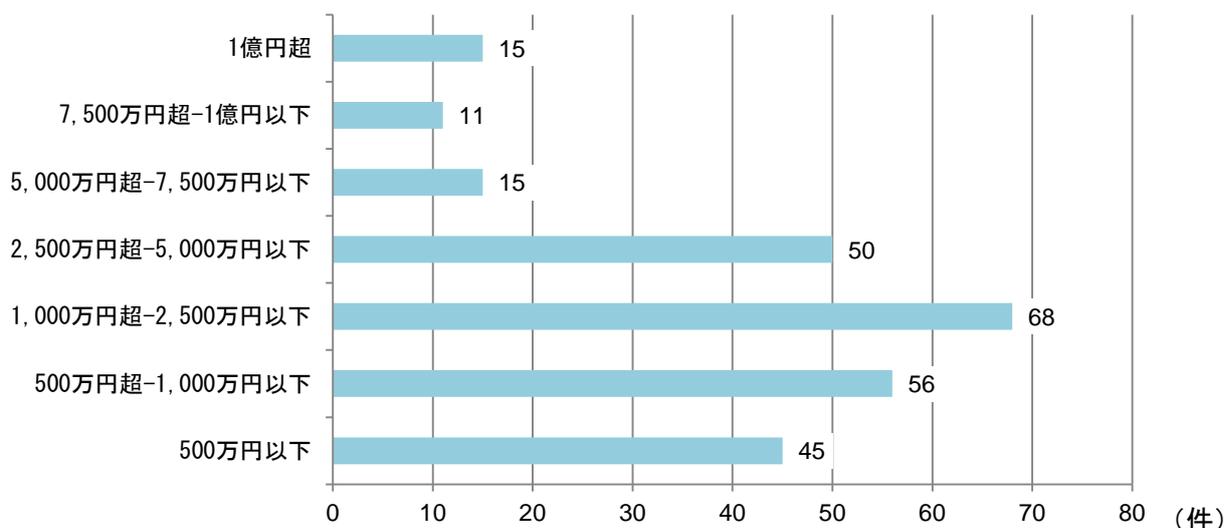
図5 契約当事者の地域



¹ 小数点以下第1位を四捨五入した値であり、グラフの数値の合計が100%にならない場合がある。

(3) 契約購入金額（無回答を除く 260 件を集計）

図 6 契約購入金額別の内訳（無回答を除く）



3. 主な相談事例

【事例 1】 磁気治療器のレンタルオーナー契約が複数あるが、事実上倒産というニュースがあり、契約先と連絡が取れない。返金してほしいがどうすればよいか

6年前に腰を痛めた際に、友人に誘われて店舗に行き、磁気治療器を勧められた。自分で使うだけではなく、レンタルオーナーになれば高配当が得られると説明され、100万円の契約を8本していた。契約先事業者が行政処分を受けたと聞いたので、11月に解約の申請を行い、12月10日までに返金される約束だった。しかし、その約束は果たされず、連絡も取れなくなったところに、業者は事実上の倒産というニュースを聞いた。これから一人で生きていくための大切なお金であり、返金してほしい。これからどうなるのか。

（相談者・契約当事者：関東・甲信越 60歳代 女性）

【事例 2】 家族の紹介でネックレスなどのレンタルオーナー契約をしている。事業者が倒産といううわさが流れ心配だ

祖母は10年くらい前からこの事業者といろいろな契約をしており、総額8,000万円を出資している。地元にある販売店を通しての契約である。配当金が多かったので、次々に家族を勧誘して、家族もそれぞれ大金を出資している。自分も5年前にレンタルオーナー契約をして600万円を出した。商品は受け取っていない。配当金は月々0.5%であり、12月7日までは配当があった。昨日行われた事業者の説明会に出席したが、「お金は返す」と言っているが、元本が返金されなければ生活に困る。地元の弁護団の弁護士にも相談しているが、今後どうしたらよいか。

（相談者・契約当事者：東海・北陸 30歳代 男性 契約当事者ほか4名）

【事例3】 母が20年以上にわたりレンタルオーナー契約をしていた会社が破たんしたようだ。

今後どうしたらよいか

90歳を超える母は20年以上にわたり、磁気治療器の会社の会員になり、磁気治療器レンタルオーナー契約を結んでいた。現在までの契約金額は1億円以上になる。償還期日になっても、再契約を繰り返しているので手元に戻ってきている金銭はほとんどない。この20年の間、週に数回食事会があったり、会員同士で出かけたり、母にしては幸せだったと思う。母が自分のお金をどう使おうが本人がよいならそれでよいとは思いつつ、このような形では諦めることは困難だ。今も会社を信じている母には到底このことは言えないが、家族として何かできることはあるか。

(相談者：東海・北陸 40歳代 男性 契約当事者：東海・北陸 90歳代 女性)

以上